

# 飯網町景観計画

【概要版】

～あふれる自然 共に豊かな暮らし創生～



令和4年3月

飯網町

# 1. 計画の目的

飯綱町は西の飯縄山と北東の斑尾山の2つの成層火山にまたがる丘陵の町です。飯縄山の東斜面は、妙高戸隠連山国立公園の一部を構成し、標高 1,000m前後にある火山山麓にはさわやかな高原地が開けています。居住の中心地は高原から続く標高約 400~700m間にあり、緩やかな起伏の丘陵が発達し、その中を鳥居川とその支流の八蛇川、滝沢川、そして斑尾川など中小の河川が流れます。高い標高のところは主に森林に覆われ、比較的低い標高のところには水田や畑が展開しています。そして、それらの中に集落や民家が適度に点在し、のどかで懐かしい里山の風景が広がっています。

飯綱町景観計画（以下「本計画」という。）は、これらの良好な景観の保全・育成を図るため、みんなで共有したい目標像やこれを実現するための基本的な方針、必要なルール等を定めるとともに、住民、事業者、行政が一体となって、よりよい景観づくりを進めていくための取組や体制等を示すものです。

# 2. 景観計画区域

本計画では、飯綱町全域を景観計画区域としたうえで、景観特性をふまえて面的に一体性のある範囲を、下図のとおりエリアとして区分して定めます。

また、この図に示す「景観重要眺望点」と「景観重点眺望路線」は、とくに良好な眺望景観を有する場として定めるもので、エリア区分とともに 3~5 ページに示すルールと連動する設定となります。

## エリア区分

- まちなかエリア
- 田園・里山エリア
- 高原・保養エリア
- 景観重要眺望点(候補)
- 景観重要眺望路線(候補)
- 北国街道

※上記3つのエリアはそれぞれ『飯綱町国土利用計画』に定めるゾーニングと以下のように対応しています。

### まちなかエリア

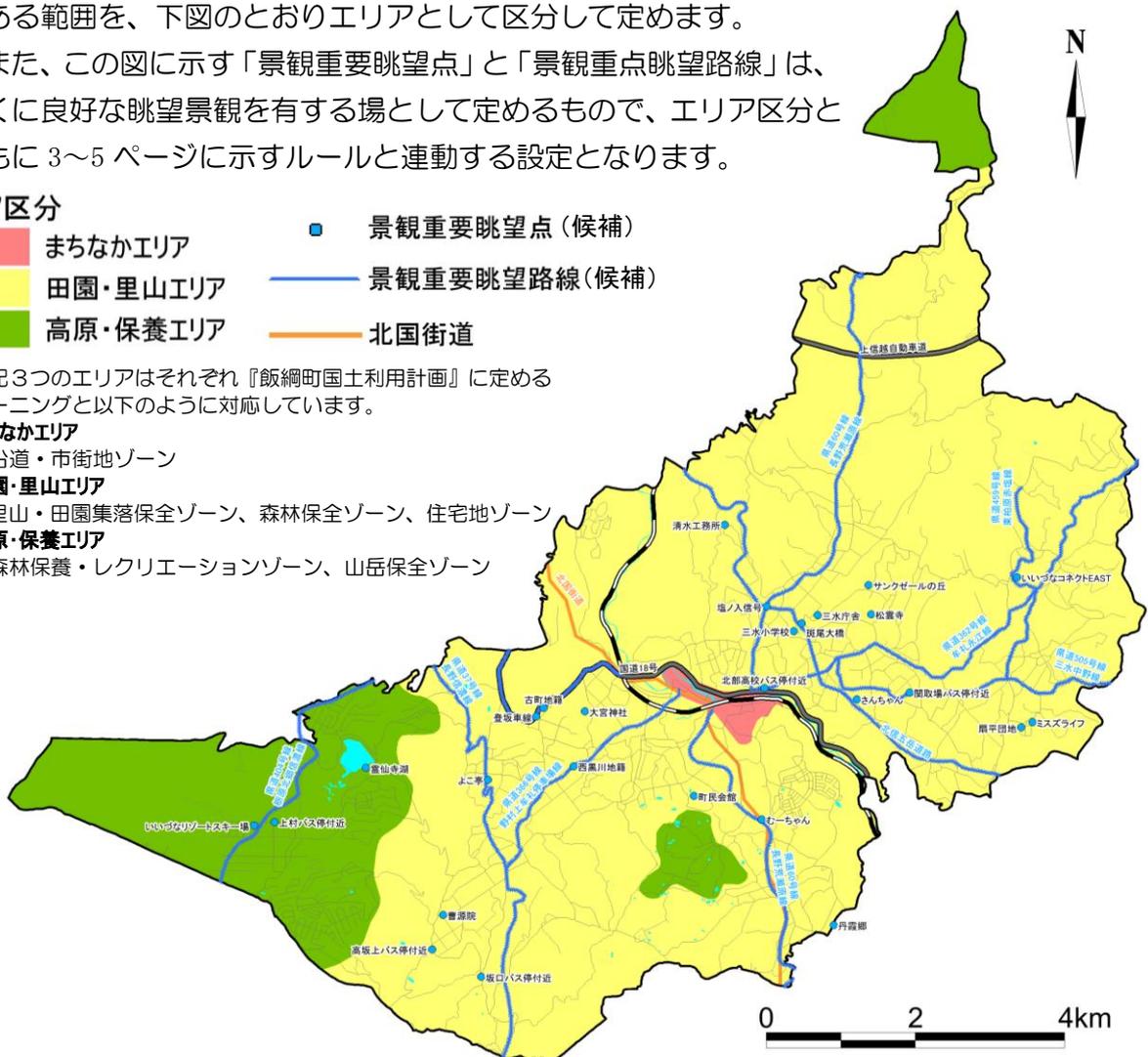
：沿道・市街地ゾーン

### 田園・里山エリア

：里山・田園集落保全ゾーン、森林保全ゾーン、住宅地ゾーン

### 高原・保養エリア

：森林保養・レクリエーションゾーン、山岳保全ゾーン



エリア区分図

### 3. 景観づくりの目標と方針

#### (1) 景観づくりの目標像

本計画では、第2次飯綱町総合計画（平成29年3月策定）に掲げたまちづくりの基本理念「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」を共有し、景観づくりの取り組みを通じて目指す町づくりの目標像を以下のように定めます。

北信五岳に抱かれたふるさとの風景を  
愛着をもって守り・育て  
誰もが住みたい・住み続けたい町を次代につなごう

#### (2) 景観形成の基本方針

左図に示した各エリアの景観特性をふまえて、エリアごとに景観づくりの方向性を見出し、景観づくりの基本的な方針をそれぞれ以下のように定めます。

##### まちなかエリア

歴史的な街道や街並みの味わいを活かしつつ、  
周囲の住宅との調和に配慮した住みよい環境を育て、  
人が集い、にぎわう景観づくり

街道の風情を引き出し・街のにぎわいを生み出す

##### 田園・里山エリア

りんごをはじめとする果樹栽培や棚田による米栽培など、  
先人たちが築き上げた農地や集落との調和を図りながら、  
文化的な暮らしを味わえる景観づくり

五岳などの山並みの眺望と大地に根差した  
生活・文化・産業が織り成す景観を遺す

##### 高原・保養エリア

自然環境との調和や保全を図りながら、  
高原の魅力あふれる景観づくり

地形や植生等がつくり出している景観を  
大事にしながらかす

## 4. 良好な景観づくりのための基準と手続き

いまある良好な景観の保全・育成のために必要なルールとして、建築物や工作物等に関する行為制限に関する事項（景観形成基準）を定めるとともに、一定規模以上の行為（届出対象行為）については、景観法に基づき、その行為を行う者に対し、基準への適合確認や必要に応じて行政の指導等を行える手続きを条例（飯綱町景観条例）に定めます。

### （1）届出対象行為

飯綱町景観条例に基づき、町への事前の届出が必要になる行為の種類と規模は、エリアごと下表に示すとおりです。

行為の種類		まちなかエリア	田園・里山エリア	高原・保養エリア
(1) 建築物の建築等	①新築、増築、移転、改築	高さ10m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を越えるもの		
	②外観の変更(修繕、模様替え、色彩の変更)	変更面積 400 m <sup>2</sup> を越えるもの		
(2) 工作物の建設等	①プラント類 <sup>※1</sup> 、自動車車庫(建築物にならない機械式駐車装置等)、貯蔵施設類 <sup>※2</sup> 、処理施設類 <sup>※3</sup> の新築、増築、移転、改築、外観の変更	高さ10m 又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を越えるもの		
	②電気供給施設・通信施設等(電柱、鉄塔、アンテナ等) <sup>※4</sup> の建設等	高さ20m を越えるもの		
	③太陽光等発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの、以下「野立ての太陽光発電施設」) <sup>※5</sup> の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの(概ね 10kW 相当)	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を越えるもの	
	④上記①～③以外の工作物の建設等	高さ10m を越えるもの		
(3) 上記(1)又は(2)の行為で特定外観意匠 <sup>※6</sup> のあるもの	表示面積が 25 m <sup>2</sup> を越えるもの			
(4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質変更 <sup>※7</sup> 、法面・擁壁の設置	面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ3m かつ長さ 30m を越えるもの			
(5) 屋外における土石、廃棄物、その他物件の集積又は貯蔵	堆積の高さ3m 又は面積 1,000 m <sup>2</sup> を越えるもの			

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

※2 貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

※3 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※4 電気供給施設等電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※5 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(1)②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当します。

※6 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

※7 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

## (2) 景観形成基準

届出対象行為に対して、適合が求められる景観形成基準は、エリアごと下表に示すとおりです。

※妙高戸隠連山国立公園内、飯綱町自然環境保全条例に定めがある場合は別途、当該基準によるものとする。

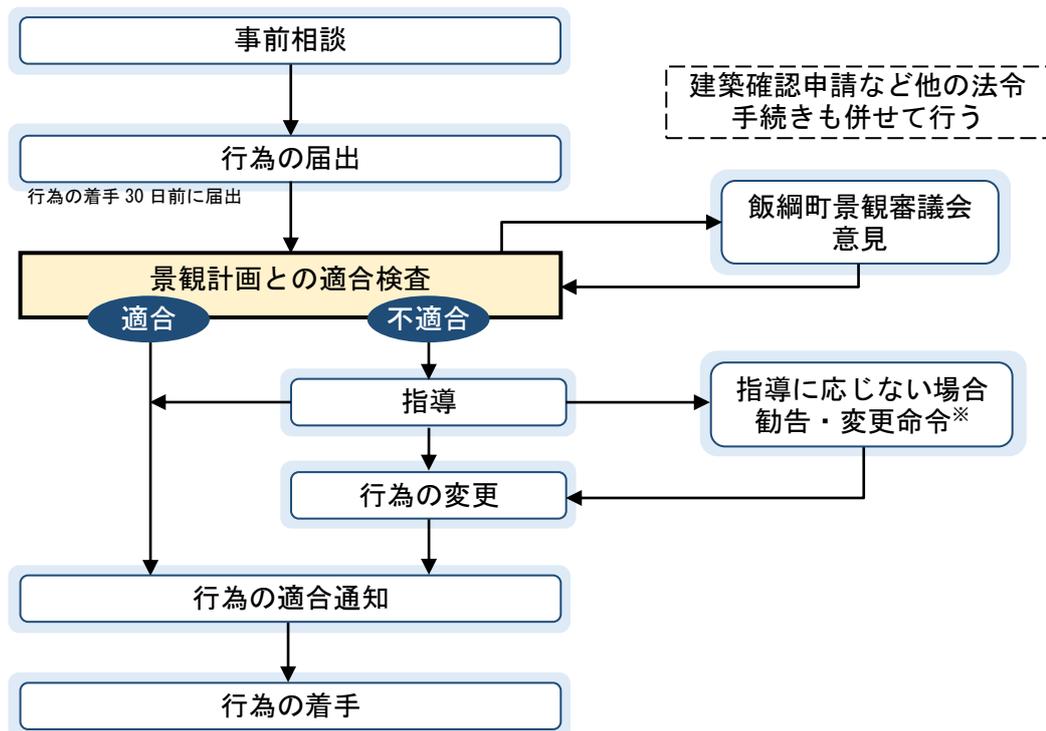
区分	項目	まちなかエリア	田園・里山エリア	高原・保養エリア※	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲と壁面線を合わせ、極力前面道路から後退</li> <li>連続した沿道の空間を形成</li> <li>隣接地と相互に協力して、まとまった空間を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力前面道路から後退</li> <li>道路側に空地を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路側に既存林を残せるよう、極力前面道路との境界線から後退</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かした配置</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>北信五岳などの山並みの眺望を極力阻害しない</li> <li>野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除き、前面道路との境界線から5m以上後退</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北信五岳などの山並みの眺望を極力阻害しない</li> <li>地形の高低差を活かして周囲の自然景観と調和</li> <li>稜線や斜面上部への配置は極力回避</li> <li>野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除き、前面道路との境界線から5m以上後退</li> <li>景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から視認されにくい場所に配置</li> <li>周囲及び遠方から極力目立たないよう配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の高低差を活かして周囲の自然景観と調和</li> <li>稜線や斜面上部への配置は極力回避</li> <li>野立ての太陽光発電施設は、前面道路との境界線及び隣接する敷地との境界線から10m超後退</li> <li>周囲及び遠方から極力目立たないよう配慮</li> <li>景観重要眺望点又は景観重要眺望路線から視認される場所への配置は極力回避</li> </ul>	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模</li> <li>建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北信五岳などの山並みの眺望をできるだけ阻害しない規模</li> <li>建築物等と敷地の釣り合いのとれた高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような高さ</li> <li>敷地と釣り合いのとれた規模を確保</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、まち並みの連続性に配慮</li> <li>高層の場合、極力圧迫感を生じさせない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、原則として、屋敷林などの周囲の樹林の高さ以内</li> <li>周囲の樹高以上となる場合は、北信五岳などの山並みや周囲の景観との調和に特に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内</li> <li>周囲の樹高以上となる場合は周囲の景観との調和に特に配慮</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物等の高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮</li> <li>北信五岳などの山並みを望む景観に配慮</li> </ul>		
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の基調となる景観に調和した形態</li> <li>全体としてまとまりのある形態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望景観の背景となる北信五岳などの山並みや周囲の建築物等と調和した形態</li> <li>全体としてまとまりのある形態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林や水辺など周囲の基調となる景観や背景の山並みに調和した形態</li> <li>全体としてまとまりのある形態</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>背景のスカイライン及び周囲の建築物等の形態との調和</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の上部及び正面のデザインを工夫した質の高いもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状と調和</li> <li>勾配屋根の場合、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観と調和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出</li> <li>勾配は周囲のスカイラインと調和</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮</li> <li>装飾や窓枠の強調等で壁面が過度に目立たない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承、又は要素を取り入れた意匠</li> <li>周囲の建築物等と比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲と調和</li> <li>河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮</li> <li>屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、複雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体と調和</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等と調和</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>塀その他遮へい物は設けない</li> <li>やむを得ない場合は、生垣とする</li> </ul>	
	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を使用</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を極力使用しない</li> <li>やむを得ず使用する場合は、意匠などを工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射光のある素材を極力使用しない</li> <li>やむを得ず使用する場合には、配置、規模、形態・意匠、色彩、樹木等による遮蔽等の工夫</li> <li>地域の優れた景観を特徴づける素材を活用</li> </ul>	
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調</li> <li>多色使い、強調色の使用する際、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然環境や景観と調和した色調とし、原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しない</li> <li>使用する色数をできるだけ少なくする</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>動きのある光源は、周囲の景観との調和に留意</li> <li>野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないもの</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいよう、極力周囲を緑化</li> </ul>		
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>表通りなど、道路に面する側は、極力緑化</li> <li>まち並みの統一感や緑の連続性を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存する植生、地形等は極力残存</li> <li>開発区域内での積極的な修景及び植栽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の植生、地形等は極力残存</li> <li>やむを得ず伐採等の変更を行う場合、自然植生と調和した地域の在来種による緑化などで修景</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の周囲の緑化により、圧迫感、威圧感、違和感を軽減</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の周囲の緑化により、圧迫感、威圧感、違和感を軽減</li> <li>壁面の大きな建築物等が、遠方から目立たない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化により、圧迫感、威圧感、違和感を軽減</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化樹種は周囲の樹林等、周囲の景観と調和</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化樹種は、地域にふさわしいものを選定し、周囲の景観との調和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化樹種は、周囲の樹林と調和</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>社寺林や巨樹、古木等、地域のランドマークとなっている樹木を極力残す</li> </ul>			

※妙高戸隠連山国立公園内については別途、当該公園の基準によるものとする。

区分	項目	まちなかエリア	田園・里山エリア	高原・保養エリア※
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質変更を必要最小限に留める</li> <li>擁壁の必要のない法面等についても、植林、芝張等で速やかに緑化修景</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配として緑化</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観と調和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観と調和</li> <li>擁壁の必要のない法面等は、植林、芝張等で速やかに緑化修景</li> </ul>	
土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲を緑化</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>採取及び掘採後は自然植生と調和した地域の在来種による緑化などにより修景</li> </ul>
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる</li> <li>道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観と調和させる</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済みの自動車、電気製品等を集積、保管又は放置しない</li> <li>やむを得ず集積、保管しなければならないときは、景観を損なわないようにする</li> </ul>	
屋外における広告物の表示又は掲出※ ※公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などからできるだけ後退</li> <li>河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しない</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋上に看板等を設置しない</li> <li>建築物の壁に塗料で広告しない</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど、必要最小限の規模</li> <li>周囲の建築物の屋根の高さを超えない</li> <li>広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去</li> </ul>		
	規模形態・意匠			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物の表示面積は5㎡以内</li> <li>できるだけ両面を利用したものとし、色彩、形状等周囲の景観と調和したもの</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいもの</li> <li>反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、極力落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調</li> <li>緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、極力落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然環境や景観と調和した色調</li> <li>原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然環境や景観と調和した色調</li> <li>原色及び蛍光塗料等の強い印象を与えるものは使用しない</li> </ul>
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色数を少なくする</li> <li>動きのある光源は、原則として避ける</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しない</li> <li>表示又は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しない</li> </ul>		

### (3) 手続きの流れ

景観法及び飯綱町景観条例に基づき、届出対象行為に対して求められる手続きの主な流れは下図フローに示すとおりです。



※勧告または命令を出す場合は、届出から30日以内に行います。なお、この期間は90日まで延長される場合があります。

## 5. 良好な景観づくりに関するその他の取組内容

前述の基準・手続きのほか、良好な景観づくりに関する主な取組内容は以下のとおりです。

### (1) 屋外広告物の表示および設置に関する事項

工作物のうち、屋外広告物法に基づく屋外広告物については、以下に示す長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容を継承します。将来的に、いまある良好な景観を保つうえで必要性が生じた場合は、屋外広告物法に基づく飯綱町独自の屋外広告物条例の検討を行います。

<参考>長野県屋外広告物条例に基づく現行の制限内容

- 屋外広告物禁止地域  
上信越自動車道両側 500m、  
県道長野荒瀬原線（長野市境一三本松交差点付近）両側 50m  
→原則として、屋外広告物を表示・設置はできない。
- 屋外広告物許可地域：上信越自動車道両側 1,000m

屋外広告物許可地域における許可基準  
(長野県屋外広告物条例)

項目		基準
屋上 広告物	本体の高さ	13m以下
	建築物の高さに対する 本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下
	その他	建築物から横にはみ出さない
壁面 広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下
	袖看板	
	下端の高さ	道路4.7m以上 ただし、歩道の場合にあつては、2.5m以上
	壁面からの出幅	1.5m以下
	道路上の出幅	1.0m以下
	その他	壁面の上端を超えない
地上に 設置する 広告物等	高さ	13m以下
	表示面積	合計50㎡以下
その他の広告物等		—

### (2) 景観重要建造物の指定方針

地域の自然、歴史、文化等の側面から特徴のある外観を有し、良好な景観づくりの観点からも特に重要な建築物又は工作物と認められる場合は、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要建造物としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該建造物の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

### (3) 景観重要樹木の指定方針

観光資源や文化財的な価値を有する樹木を候補に、良好な景観づくりの観点から特に重要な樹木については、飯綱町文化財保護条例との連携を図りながら、景観重要樹木としての指定の要否を検討し、必要な場合は、当該樹木の所有者と協議のうえでこれに指定し、その保全・管理又は活用のために必要な措置を講じます。

### (4) 景観重要公共施設の指定方針

良好な景観づくりの観点から特に重要な公共施設（道路や河川、公園等）と認められる場合は、当該公共施設管理者と協議のうえ、景観重要公共施設として指定し、景観に配慮した整備を推進します。

### (5) 特に良好な眺望景観の保全・育成の方針

#### ① 景観重要眺望点

飯綱町に数多くある魅力的な景観から、特に眺望がよい視点場を町独自に「景観重要眺望点」として設定することで、その視点場と視対象となっている景観要素を守り、育てていきます。

#### ② 景観重要眺望路線

町内を貫く国道道をはじめ、良好な景観を望むことができる地点（視点場）が連続して続く路線を町独自に「景観重要眺望路線」として設定し、沿道及び道路から見える良好な眺望景観を守り、育てていきます。

## （6）協定制度

協定は、一定区域内の土地の所有者、地権者の合意に基づいて、地域のより良い景観づくりを図るために、幅広くきめ細かなルールを締結できる制度です。エリアごとの景観形成基準との整合等もふまえて、町長が認定します。

下表に示すとおり、法的根拠や制度制定の背景が異なる2種類の協定制度を設けて、必要に応じて活用を促します。

	景観協定	景観づくり住民協定
法的根拠や制度制定の背景	景観法第81条に基づく制度	長野県景観条例に基づく独自の制度でこれを継承・改良したもの
合意形成	一定区域内の土地の所有者、借地権者の全員の合意	一定区域内の土地の所有者、借地権者の3分の2以上の合意
有効期間の設定	あり	なし
協定に定められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の形態意匠に関する基準</li> <li>建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準</li> <li>工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準</li> <li>屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準</li> <li>農用地の保全又は利用に関する事項</li> <li>樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項</li> <li>その他良好な景観の形成に関する事項</li> <li>上記のうち定めた基準に違反した場合の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物などの位置、規模、デザイン、色彩、素材等に関する事</li> <li>屋外広告物の位置、規模、色彩、素材等に関する事</li> <li>自動販売機の設置に関する事</li> <li>公園や広場の整備や美化清掃等に関する事</li> <li>敷地や沿道の緑化や、樹木の保存等に関する事</li> <li>農地や山林、樹林地、草地等の保全や管理、利用に関する事</li> <li>その他景観づくりに関する事</li> <li>協定の名称、期間、運営組織、内容変更の手続きなどに関する事</li> </ul>

## 6. 計画の運用と推進

### （1）計画期間

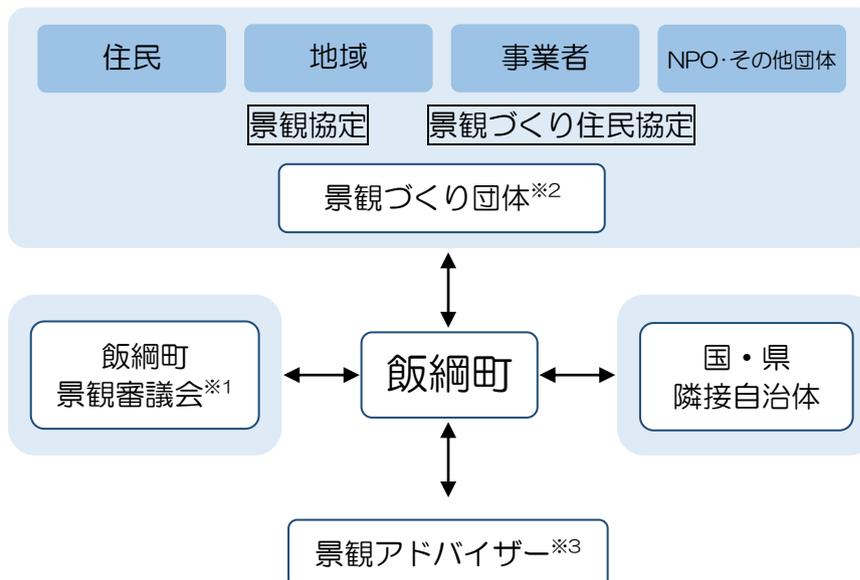
計画期間は令和4年（2022年）から令和13年（2031年）までの10年間とします。

本計画に示す目標像や方針は長く継承していくことを前提に設定していますが、計画内容は定期的に見直し、社会の要請や情勢の変化への対応や上位・関連計画等との整合等を図るために必要な改定は随時行います。

### （2）運用のしくみと体制

本計画に基づく景観づくりの取組は、関連施策との連携を図りながら、PDCAのサイクルで回し、各主体の実施状況を随時把握して、毎年度又は適期に評価・検証を行い、その効果や進展度に応じて、継続的な改善を図ります。

また本計画の運用にあたっては、次項に示す体制のもとに、必要に応じ、飯綱町景観審議会に諮問し、景観アドバイザーから意見を聴き、関係機関とも協議・連携して、適正化と発展に努めます。



#### ※1 飯綱町景観審議会

町長の諮問に応じて、景観に関する様々な事項を調査審議する組織として設置します。

#### ※2 景観づくり団体

良好な景観づくりに資する活動や貢献する団体を、認定基準に照らして町長が認定します。

#### ※3 景観アドバイザー

景観に関する様々な事項について、町長が必要に応じて、専門的な見地から助言やアドバイスを求めることができる人材で、一定の任期を定めて（再任可）、町長が委嘱します。

# 飯綱町 景観計画・景観条例 Q&A

## 目 次

### 1 景観計画について

- Q 1-1 景観計画とは、どのような計画ですか？
- Q 1-2 なぜ景観計画が必要なのですか？
- Q 1-3 景観計画と景観条例はどう違うのですか。計画と条例の関係は？
- Q 1-4 景観形成基準とはどのようなものですか？

### 2 届出制度について

- Q 2-1 なぜ届出手続きが必要なのですか？
- Q 2-2 届出が必要となる区域はどこですか
- Q 2-3 届出制度はいつから始まり、またいつまでに手続きを行えばよいですか？
- Q 2-4 届出をしなかった場合は、何か罰則がありますか？

### 3 届出対象行為について

- Q 3-1 家を建てる場合に届出は必要ですか？
- Q 3-2 既存の建築物や工作物の取り扱いはどうなるのですか？
- Q 3-3 建物を増築したいのですが、届出は必要ですか？
- Q 3-4 増築で届出対象となる場合、既存部分も景観形成基準に適合させる必要がありますか？
- Q 3-5 同一敷地内で既存建物とは別棟で増築する場合の届出に対する扱いはどのようになりますか？
- Q 3-6 既存建築物の外観を変更したいのですが、届出は必要ですか？

- Q 3-7 既存建築物・工作物の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は届出が必要ですか？
- Q 3-8 既存の建築物・工作物の撤去や一部撤去する場合も届出対象となりますか？
- Q 3-9 塀を建てる場合にも届出は必要ですか？
- Q 3-10 太陽光発電施設（野立ての太陽光発電施設）は届出の対象となりますか？
- Q 3-11 太陽光パネルを屋根や外壁に設置する場合は届出の対象となりますか？
- Q 3-12 屋外広告物は、届出の対象となりますか？
- Q 3-13 仮設の建築物は届出が必要ですか？
- Q 3-14 土地の形質変更において、高さが3 mかつ長さ30 mを超える法面、擁壁とはどのような場合ですか？

## 4 その他

- Q 4-1 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請とは、どのような関係があるのですか？
- Q 4-2 景観重要建造物とは、何ですか？
- Q 4-3 景観重要樹木とは、何ですか？
- Q 4-4 景観審議会とは、何ですか？

## 1 景観計画について

### Q 1-1 景観計画とは、どのような計画ですか？

A 景観計画とは、景観法に基づき、景観行政団体(※1)が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです。

のどかで懐かしい里山の風景が広がる飯綱町は、これらの良好な景観の保全・育成を図るため、みんなで共有したい目標像やこれを実現するための基本的な方針、必要なルール等を定めるとともに、住民、事業者、行政が一体となって、よりよい景観づくりを進めていくための取組や体制等を示しています。

※1 景観行政団体とは 景観法に基づく景観計画の策定など、各種景観形成施策を実施することができる地方公共団体（景観法第7条）。飯綱町は令和4年2月1日に景観行政団体へ移行

### Q 1-2 なぜ景観計画が必要なのですか？

A 良好な景観は、一度失うと二度と戻らないものであり、各地域で守られてきた景観を町民共通の財産として整備・保全し、後世に引継いでいくためには、景観法に基づく飯綱町らしいきめ細かな景観計画による目標を示すことで、景観によるまちづくりについて一考していただく契機になるものと考えています。

### Q 1-3 景観計画と景観条例はどう違うのですか。計画と条例の関係は？

A 景観計画は、景観法に基づいて景観行政団体が策定する「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観計画の適用区域や景観形成の方針、良好な景観形成のため届出を要する行為、景観形成の基準、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針などを定めています。

一方、景観条例は、景観法に基づく景観計画の内容を担保し、実効性を確保するために景観行政団体が定める条例です。景観計画の内容を担保するとともに、景観形成の推進方策等の履行担保や景観審議会の設置などを定めています。

景観計画と景観条例は、互いに機能しあうことで良好な景観の形成を実現するものとなっています。

### Q 1-4 景観形成基準とはどのようなものですか？

A 景観計画では、良好な景観の形成を導く基準（ルール）として、「景観形成基準」を定め、景観に影響する建築行為や開発行為などについて、その配置および規模、意匠、色彩等について、町内を「まちなかエリア」「田園・里山エリア」「高原・保養エリア」の3区分として基準を定めています。

## 2 届出制度について

### Q 2-1 なぜ届出手続きが必要なのですか？

A 大規模な建設行為、特に地形の改変は、地域景観の素地に影響を与える可能性があり、また大規模な建築物などは、既往の集落に比べて大きすぎて規模的な調和を阻害する恐れがあります。

このようなことから景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為を届け出ていただくことで、形態や意匠等の助言・指導を行います。

### Q 2-2 届出が必要となる区域はどこですか？

A 飯綱町では、町内全域を景観計画区域としており、3区分したエリアごとに、設定した規模を超える行為が届出の対象となります。

### Q 2-3 届出制度はいつから始まり、またいつまでに手続きを行えばよいですか？

A 令和4年4月1日以降、届出を要する行為に着手する場合には、町への届出が必要となります。また、景観法第18条の規定により届出を受理した日から30日間は行為の着手ができませんので、余裕を持った届出をお願いいたします。

ただし、届出行為が形成基準に合致すると認めた場合には、町は速やかに届出者に通知をします。通知が届いた場合には30日を経過していなくても行為に着手できます。

一方で、景観形成基準に合わないところがある場合には、届出受理後30日以内に勧告、変更命令または当該行為着手までの期間を延長する通知（最大90日）を行いますので、行為の着手が遅れることとなります。

手続きを円滑に進めるためにも、事前に町に協議、相談されることをお勧めします。

### Q 2-4 届出をしなかった場合は、何か罰則がありますか？

A 景観法の規定により、届出を行わなかった場合、虚偽の届出をした場合、景観行政団体の命令に違反した場合には、罰金等に処罰するとされています。

### 3 届出対象行為について

#### Q 3-1 家を建てる場合に届出は必要ですか？

A 家を建てる場合は、高さが10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるものが届出の対象となります。

#### Q 3-2 既存の建築物や工作物の取り扱いはどうなるのですか？

A 現状のままであれば、景観法に基づく届出は不要です。今後、その建築物または工作物について、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替えまたは色彩の変更で、届出の対象となる規模の行為を行う際に、届出が必要となります。

#### Q 3-3 建物を増築したいのですが、届出は必要ですか？

A 建物を増築する場合には、既存部分も含め高さが10mを超えるもの、または建築面積が既存部分と合わせて1,000㎡を超える場合に届出が必要となります。



#### Q 3-4 増築で届け出対象となる場合、既存部分も景観形成基準に適合させる必要がありますか？

A 増築と共に既存部分の外観の変更等を行う場合は審査の対象となりますが、そうでなければ増築部分のみが審査の対象となります。しかし、全体として調和のとれたものとなるように配慮していただきたいため、既存の建築物等についても、届出にはできる限り既存部分の状況も表示するようにしてください。

#### Q 3-5 同一敷地内で既存建物とは別棟で増築する場合の届出に対する扱いはどのようになりますか？

A 同一敷地内で別棟の建物を増築する場合は、「新築」としての扱いになります。そのため、届出対象規模は高さ10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超える場合に届出が必要です。

#### Q 3-6 既存建築物の外観を変更したいのですが、届出は必要ですか？

A 変更しようとする面積が 400 m<sup>2</sup>を超える場合は、届出が必要です。

**Q 3-7 既存建築物・工作物の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は届出が必要ですか？**

A 従前と同色に塗り替える場合は、色彩の変更に該当しないため届出不要です。

**Q 3-8 既存の建築物・工作物の撤去や一部撤去する場合も届出対象となりますか？**

A 単に既存の建築物または工作物を撤去するのみの行為であれば、届出は不要です。

**Q 3-9 塀を建てる場合にも届出は必要ですか？**

A 垣やさく、塀、擁壁、法面の高さが 3 m を超えかつ長さ 30 m を超えるものが届出の対象となります。

**Q 3-10 太陽光発電施設（野立ての太陽光発電施設）は届出の対象となりますか？**

A 太陽光発電施設（野立ての太陽光発電施設）は工作物として扱いますので、太陽電池モジュールの築造面積の合計が届出対象行為を超える場合は届出対象となります。

**Q 3-11 太陽光パネルを屋根や外壁に設置する場合は届出の対象となりますか？**

A 景観計画では、野立ての太陽光発電施設を工作物として届出対象行為としており、屋根や外壁に設置する太陽光パネルは、「外観の変更」扱いとなり、変更面積 400 m<sup>2</sup>を超える場合は、届出の対象となります。

**Q 3-12 屋外広告物は、届出の対象となりますか？**

A 長野県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示、または掲出する物件の措置については、景観法に基づく届出は不要ですが、県条例の基準に適合させる必要があります。

**Q 3-13 仮設の建築物は届出が必要ですか？**

A 工事現場の現場事務所等一定期間の使用の後、撤去される建築物。工作物については、届出の適用除外となります。また、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設の許可を受けて建築する建築物も適用除外となります。（ただし、仮設期間が 1 年を超えるものを除く。）

**Q 3-14 土地の形質変更において、高さが 3 m かつ長さ 30 m を超える法面、擁壁とどのような場合ですか？**

A 一部の高さが 3 m 以上であったとしても、連続して 30 m の法面または擁壁を生じない場合は届出不要です。

## 4 その他

### Q 4-1 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請とは、どのような関係があるのですか？

A 双方の基準に適合させる必要があります。景観法は、建築確認の確認対象法令ではないので、建築確認とは別に景観法の審査が行われますが、一方の手続きで修正の必要が生じた場合、もう一方の手続きに変更が生じる可能性があります。

また、景観法では、届け出後30日間は行為着手の制限を受けます。従って、建築確認申請が認められても、景観法の規定による届出に係る行為の着手ができないこともあります。

### Q 4-2 景観重要建造物とは、何ですか？

A 景観重要建造物とは、地域の自然、歴史、文化等の側面から、特徴のある外観を有し、良好な景観づくりの観点からも特に重要な建築物または工作物と認められる場合は、景観行政団体が指定するものです。

景観重要建造物に指定された場合、増築や改築、外観等を変更する際には、町長の許可が必要になります。

### Q 4-3 景観重要樹木とは、何ですか？

A 景観重要樹木とは、良好な景観づくりの観点からも特に重要な樹木と認められる場合は、景観行政団体が指定するものです。

景観重要樹木に指定された場合、伐採または移植等する際には、町長の許可が必要になります。

### Q 4-4 景観審議会とは、何ですか？

A 景観審議会とは、景観の形成に係る施策を円滑に推進するため、景観に関する学識経験者などで構成される、町長の附属機関です。

景観審議会では、次に掲げる事項を調査審議し、町長に意見を述べる組織として設置します。

- ・景観計画内容の見直しや改定等に関する事項
- ・届出者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・助言・勧告・変更命令等に関する事項
- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定並びに解除等に関する事項
- ・景観重要眺望点、景観重要眺望路線の指定に関する事項
- ・良好な景観形成に関する重要事項に関する事

---

## 飯 綱 町 景 観 計 画 ( 概 要 版 )

お問い合わせ先

飯綱町役場 建設水道課 維持管理係

〒389-1293

長野県飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

電 話 : 026-253-4766 FAX : 026-253-6869

メー ル : kensetsu@town.iizuna.nagano.jp

---